福井県 多子世帯の県内大学等の
授業料減免の対象者の認定に関する申請書

A様式１

2024年　　月　　日

公立大学法人　福井県立大学理事長　殿

私は、貴学（貴校）に対し、福井県 多子世帯の県内大学等の授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められた場合、その全額を即時返還します。

◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月　　年　　月入学		
	氏　名					
	生年月日	（西暦）　　年　　月　　日生　（　　歳）				
	現住所	〒　　－ 都道府県　　市区町村				
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学　年		昼間・夜間・通信の別	□昼（昼夜開講を含む）　□夜　□通信		
	国の高等教育の修学支援新制度に関する情報					
	国の高等教育の修学支援新制度による授業料等減免を申請しているか。			はい　・　いいえ		
福井県内進学者かどうか		基準期間内（※１）に、引き続き福井県内に住所を有する者のいずれかの□に✔印を付けてください。 （※１入学日が属する年度の前年度の4月1日から入学日までの期間） □　申請者本人 □　申請者の１親等の親族				
	添付書類	□　上記✔を入れた者の住民票の写し（※２）				
扶養状況	生計維持者１（※３）	（フリガナ） 氏　名	続柄	年齢	生年月日	備考
	生計維持者１の住所					
	生計維持者２（※３）（いない場合は記載不要）	（フリガナ） 氏　名	続柄	年齢	生年月日	備考
	生計維持者２の住所					
	2023年12月31日時点の、生計維持者の扶養するこどもの数（※４）		人			
	添付書類	上記の扶養する子どもの数に関する書類 □　課税証明書（※５）				

※2 住民票の写しは、原本の提出とし、発行日から3ヶ月以内、マイナンバーの記載がないものを添付してください。

入学日が属する年度の前年度の4月1日から引き続き福井県内に住所を有し、4月1日以降に県内の3以上の市町にわたり住所を移転した場合には、現住所を有する市町の住民票の写しと、4月1日以降に住所を有していたすべての市町の「除かれた住民票の写し」を提出してください。

※3 給付型奨学金申請において記載した生計維持者を記入してください。

※4 給付型奨学金申請において記載した人数を記入してください。

2023年12月31日時点で、あなたの生計維持者が扶養している「こども」の数（あなたが生計維持者に扶養されている場合はあなたを含む）を入力してください。

具体的には、以下の両方の条件を満たす親族の人数を入力してください。

① 生計維持者がその者を2023年分の扶養親族として税制上の申告をしていること。

② その者を扶養している生計維持者より年長でないことおよび生計維持者の尊属でないこと。

※5 生計維持者に関する市町発行の最新の「課税証明書」（原本）を添付してください。

申請書の作成にあたっての注意事項

イ　福井県 多子世帯の県内大学等の修学支援は、国の高等教育の修学支援新制度の授業料減免の上乗せ支援により行うこととしております。このため、国の高等教育の修学新支新援制度の授業料減免と同時に申込みを行ってください。

なお、国の高等教育の修学支援新制度の授業料減免制度に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった場合は、同じ期間、福井県 多子世帯の県内大学等の修学支援についても受けることはできません。

ロ　入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ハ　申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

二　申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。

①　卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること

②　定期的に実施される国の高等教育の修学支援新制度における収入・資産額等の判定により、本制度においても支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること

③　国の高等教育の修学支援新制度における定期的に実施される学業成績の判定により、本制度においても支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること